

令和2年

第2回羽咋市議会臨時会

提案理由説明書

令和2年5月8日招集

本日、ここに、令和2年第2回羽咋市議会臨時会が開かれるにあたり、提出議案の大要と当面する諸課題への取り組みについて、ご説明申し上げます。

はじめに新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

同感染症につきましては、全世界に蔓延し、猛威を振るっている状況であり、国内の感染者数はおよそ1万6,000人、死亡者数はおよそ600人となっており、本市におきましても、これまでに3人の感染者が確認されているところであります。

感染リスクを負いながら、高い使命感を持って従事されている医療関係者をはじめとした多くの方々に敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

さて、政府は、国民の生命と経済が重大な危機にさらされている状況下において、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を7都府県に発令し、4月16日には対象地域を全国に拡大するとともに、石川県を含む13地域を特定警戒都道府県といたしました。

さらに5月4日には、緊急事態宣言の期間を5月末まで延長しているところであります。

また、石川県では4月13日に石川県緊急事態宣言を行うとともに、緊急事態措置として商業施設などの事業者に対し、休業等の要請を実施しているところであります。

本市におきましても、2月25日に新型コロナウイルス感染症

対策本部を設置し、感染症の予防、拡大防止に向け取り組んできたところでもあります。

国の要請に呼応し、小中学校の臨時休業を行ったほか、4月6日には市長メッセージを発信し、市民の皆様には不要不急の外出の自粛や密閉、密集、密接の3密状態を避けることなどをお願いするとともに、市施設の休館等を実施してまいりました。

先般の国の緊急事態宣言の期間延長や石川県の休業要請継続を受け、5月末までの小中学校の臨時休業や市施設の休館等の延長を決定したところでもあります。

市民の皆様には大変なご苦勞とご不便をおかけいたしておりますが、市民の皆様と地域を守るための対策であり、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、国や石川県におきましては、緊急経済対策として過去最大の補正予算を組み、事業者や個人に対する支援策を講じております。

本市におきましても、市民生活や地域経済への影響は極めて深刻な状況であり、市独自の支援策を打ち出し、早急に対応することといたしました。

特に、今回の補正予算では、緊急の対策として、感染拡大防止に向けた環境施策に取り組むとともに、売り上げが減少している事業者の方々への支援や子育て世代の経済的負担の軽減を図っていく考えであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、市民の

皆様、事業者の方々に対し、適切な情報提供に努めるとともに、関連する各種事業につきましても、速やかに実施できるよう職員一同全力を挙げて取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、関係団体および市民の皆様のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

また、本感染症に対する差別や誹謗中傷などの人権侵害が懸念されており、市民の皆様には、良識ある行動に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。

今議会に提出いたしました案件は、予算案 1 件、条例案 1 件、報告 10 件の合計 12 件であります。

議案第 36 号 令和 2 年度羽咋市一般会計補正予算第 2 号について、ご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急の経済対策であります。

歳出の主な内容につきましては、国の補正予算に伴い、市民一人あたり 10 万円を支給する特別定額金給付事業や、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の追加補正を計上いたしました。

また、石川県の補正予算に伴い、感染拡大防止協力金として休業要請に応じた事業所への給付金の市負担分を計上しております。

す。

本市独自の生活支援および事業継続支援策といたしまして、高校生以下の子ども1人につき、2万円分の地域商品券を配付し、子育て世帯の生活を支援していくほか、売り上げが減少した事業者への助成として、羽咋市版の持続化給付金制度を創設し、国の制度の対象から外れた事業者に広く支援をしていく考えであります。

また、感染症予防および拡大防止の環境整備として学校等への空気清浄機の配備並びに全世帯へのマスク配布についても計上しているところであります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う国庫支出金を計上するとともに、財政調整基金などを活用して、収支の均衡を図った次第であります。

これにより、歳入歳出それぞれ23億4,100万円を追加し、予算総額を133億5,100万円に定めようとするものであります。

議案第37号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業要請によって深刻な影響を被っている市民の皆様と市内事業者の状況を踏まえ、令和2年5月1日から令和2年12月31日までの間、市長、副市長および教育長の給料について、10パーセントの減額をしようとするものであります。

報告第3号 令和2年度羽咋市一般会計補正予算第1号の専決処分の報告につきましては、歳出では、使い捨てマスクやアルコール消毒液、非接触体温計であるAIサーマルカメラなど、新型コロナウイルス感染症対策経費に係る増額補正を行い、歳入不足分は財政調整基金からの繰入金により、収支の均衡を図った次第であります。

これにより、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算総額を110億1,000万円に定めたものであります。

報告第4号 令和元年度羽咋市一般会計補正予算第6号の専決処分の報告につきましては、歳出では、生活保護事業の減額をはじめ、広域圏事務組合衛生費分担事業の減額や融資主体型補助事業の減額など、一般行政費および各種事業費の決算を見込んだ調整を行っております。

そのほか、将来の財政運営に備え、財政調整基金や減債基金などへの積立金を増額いたしました。

歳入では、市税、地方消費税交付金および地方特例交付金等の増額を行う一方、繰入金や国庫支出金等の減額が主なものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ7,014万2千円を減額し、予算総額を113億0,684万1千円に定めたものであります。

報告第5号から報告第8号につきましては、令和元年度の各特別会計の補正予算の専決処分を行ったものであり、いずれも決算を見込んだ調整を行ったものであります。

報告第9号 羽咋市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法の改正に伴うものであり、令和2年4月1日に施行されることから専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための措置を講じたほか、法改正に伴い条文を整備したものであります。

報告第10号 羽咋市本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴うものであり、令和2年4月1日に施行されることから専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、課税免除又は不均一課税の適用期間の2年延長であります。

報告第11号 羽咋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法施行令の改正に伴うものであり、令和2年4月1日に施行されることから専決処分

を行ったものであります。

改正の主な内容につきましては、令和2年度分の国民健康保険税から、医療分および介護分の賦課限度額の引き上げと、低所得者の負担軽減を図るため5割軽減および2割軽減世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げたものであります。

報告第12号 羽咋市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、介護保険法の改正に伴うものであり、令和2年4月1日に施行されることから、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容につきましては、消費税率10パーセントが通年度化することに伴い、第1号被保険者のうち低所得者の保険料の軽減強化を行ったものであります。

以上をもちまして、提出いたしました全案件の説明を終わります。

詳細につきましては、質疑あるいは各常任委員会においてご説明いたしたいと存じます。

何とぞよろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。